

鳥取県鉄道の旅魅力造成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県鉄道の旅魅力造成支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、トワイライトエクスプレス瑞風、観光列車「あめつち」、観光列車「昭和」など（以下「観光列車等」という。）の運行に合せたおもてなし環境整備を進めるとともに、観光列車等の運行開始を契機として県内の鉄道路線や鉄道関連施設などを活用した観光素材の磨き上げ等による旅の魅力づくりの取組を促進することにより、鳥取県ならではの鉄道の旅を創造することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、当該対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 同一の事業実施主体が行う同種の事業に対する補助は、同一年度1回に限るものとする。
- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業に着手する20日前までに観光交流局観光戦略課に提出するものとする。ただし、年度当初に開始する事業についてはこの限りではない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴うもの
- (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ

様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第9条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、地方公共団体、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5%超の公益法人等は、この限りではない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局観光戦略長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
<p>鉄道の旅魅力造成事業</p>	<p>市町村、鉄道事業者、観光関係団体</p>	<p>・鉄道及び鉄道関係施設を活用した観光メニュー又は鉄道の旅を促進する観光メニューの造成に必要な備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費 ・ホームページ制作やパンフレット作成、旅行会社への訪問など、造成したメニューの情報発信に必要な経費 (1) 講師等謝金、旅費 (2) 需用費 (消費品費、印刷製本費等) (3) 役務費（通信運搬費等） (4) 委託料 (5) 使用料及び賃借料 ※鉄道及び鉄道関係施設を活用した観光メニュー又は鉄道の旅を促進する観光メニューの造成は必ず実施するものとする。 ※委託費については、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p>	<p>1 / 2</p>	<p>500千円</p>

年度鳥取県鉄道の旅魅力造成支援補助金 事業計画（報告）書

1 申請者

申請者団体名及び 代表者名	
担当者名	
連絡先（電話番号）	

2 事業の概要

<p>1 事業目的</p> <p>2 事業計画の内容</p> <p>3 実施場所</p> <p>4 実施期間</p> <p>5 その他参考となる事項 （誘客ルート・情報発信の方法、モニターツアーの実施等）</p> <p>6 他の補助金の活用の有無（有・無） ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p> <p>7 消費税の取り扱い ※いずれか一つを選択して○をしてください。 （ ） ①地方公共団体 （ ） ②免税事業者 （ ） ③簡易課税事業者（確定申告月： 月申告） （ ） ④特定収入割合が5%超の公益法人等 （ ） ⑤上記のいずれでもない</p> <p>【補助対象経費における消費税の取り扱い】 ①、②、③、④の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定する。 ⑤の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。</p> <p>【添付（追加提出）資料】 ②の場合 補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。 ③の場合 補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの） ※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。 ④の場合 特定収入の割合を確認できる資料。</p> <p>8 その他 ※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。 ※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。</p>

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県鉄道の旅魅力造成支援補助金収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

※ 収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）に記載すること。

（支出の部）

（単位：円）

科 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
合 計				

